

時事新報

法律第二十四號

兩三月以來世論最も喧々しきし金融救急の問題も今日の本紙官報欄内に見ゆる如く政府が日本銀行條例中發換券發行制限の區域七千萬圓を八千五百萬圓まで擴ひるに改正して茲に一段落相附さるものゝ如し、道路の説く所に據れば財政當局者の此改正を行ひ紙幣を増發するに至りしは所謂金融一時の救急策にあらず、近年日本社會農工商業の進歩見る可きものあるに至り是ども通貨の高を増さる可らざる必要に迫り我財政現在未來の爲めに決行したるものありと云ふ當局者の意見果して一時の救急策に出でず、現在未來長計の爲めにしらうと云ふか甚だ可なり二者其何れにあるにせよ吾輩は別に之に關心するものにあらず免に角に目下金融の逼迫を緩和し商賈工業の不振を救はんとする爲めには自から一策なる可も雖も其緩和の實効如何の點より論するときは増發の一舉は喻へば病を診断して僵よ方劑を處したるに過ぎず病人をして其藥劑を服用せしめんば効を見る可らず實業家をして十分に増發の紙幣を利用するを得せしめざるときは紙幣日本銀行が日本鐵道以下十四會社の株券を擔保せる價格を按するに其割合の最も善きものも原價の八割に過ぎず、然るに諸公債證書をば總て九割五分に引受くるの定めにして其間實に一割五分餘の相違あるを見る可し諸會社株と諸公債證書との間に斯る段階を作りたるものに果して何等の理由に基くや、已に諸會社株の中にも増發の紙幣を利用するを得せしめざるなり

日本銀行へ政府發行紙幣消却ノ爲メ二千二百萬圓ヲ限リ無利子ヲ以テ政府へ貸付スヘシ

法律第三十四號

明治廿三年五月十六日大藏大臣伯爵松方正義同條第四項ヲ左ノ通改ム

